

昨年から

事業所得の取り扱いが
変更されています



国税庁から、「事業所得」と「業務に係る雑所得」の区分が示され、収入金額が300万円以下の事業で、記帳や帳簿書類の保存がない場合には、雑所得として取り扱うこととされました。個別判断が必要な場合もありますので、事業所得を含めた申告をされる場合には税務署で手続きください。「業務に係る雑所得」は市申告会場でも手続きできます。

※雑所得は、他の所得と通算されません。

※詳しくは市ホームページ
(HP 10424)をご覧ください。

日時 2月9日(金)までの
午前9時～午後4時
場所 市役所本庁舎 税務課
※申告相談期間中の個別相談には応じられ
ません。

農業所得の事前相談を実施します

提出書類の会場で作成はご遠慮ください。提出書類が完成していない場合は相談会場へのご案内ができません。事前に作成のうえ、会場にお越しください。

作成済みの所得税確定申告書は、直接税務署へお出しください。時間外文書收受箱への投函も可能です。市文化会館では税務署の受付印を押すことはできません。

市・県民税の申告は、申告相談期間外でも税務課窓口で受け付けます。混雑する時期を避けて3月31日までに申告してください。

混雑回避にご協力ください

申告相談期間

2月16日(金) ▶▶ 3月15日(金)
(土日・祝日除く)

受付時間

午前8時30分～午後3時30分

※相談開始は午前9時からです。正午～午後1時は休止するため、午前11時30分以降の受付は午後1時からになります。

相談会場

市文化会館 オーケストラ練習室

※車でお越しの場合は、市民病院跡地(市文化会館北向かい側)または警察署跡地(市文化会館東隣)の駐車場をご利用ください。

午前中の対象学区と日程				
月	火	水	木	金
				2月16日 岡山・北里
19日	20日	21日	22日	23日 祝日
八幡・老蘇	金田・武佐	島・安土	桐原・馬淵	
26日	27日	28日	29日	3月1日
岡山・北里	八幡・老蘇	金田・武佐	島・安土	桐原・馬淵
4日	5日	6日	7日	8日
岡山・北里	八幡・老蘇	金田・武佐	島・安土	桐原・馬淵
11日	12日	13日	14日	15日
全学区	全学区	全学区	全学区	全学区

混雑緩和のため

午前中は学区ごとに
相談を受け付けます

※午後は全学区受け付けします。

例年、初日から1週間程度は大変混雑します。できるだけ日をずらしてお越しください。

次の人の申告は
税務署で確定申告を
(市では受付できません)

- 令和6年1月1日時点で本市に住民登録がない人
- 農業・営業・不動産所得の青色申告をする人
- 農業・営業・不動産所得がおおむね300万円以上の人
- 譲渡所得などの分離課税となる所得がある人(市・県民税申告の人を除く)
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)をはじめて受ける人
- 亡くなられた人の確定申告をする人
- 令和4年分以前の確定申告をする人
- 雑損控除がある人(市・県民税申告の人を除く)
- 外国税額控除を受ける人
- 確定申告書の控えに受付印が必要な人
- 予定納税がある人
- 所得税の分割納付の相談をする人

※その他、申告内容により税務署での申告を案内する場合があります。

確定申告は
e-Tax が便利です

マイナンバーカードまたは税務署で発行されたID・パスワードを使うと、スマホやパソコンからe-Tax(電子申告)で提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

申告が必要な人

左ページの「かんたん申告チェック」でご確認ください。
※前年度に市・県民税の申告をした人で、今年度も市・県民税の申告の対象になると想定される人には、事前に案内文書を送付しています。

納めた所得税が戻る人
(2月15日以前でも税務署で申告可)

源泉徴収税額がある人で、次の場合は確定申告(還付申告)で所得税を精算すると、所得税が戻る場合があります。
令和5年中の退職などにより、年末調整ができていない人

給与所得・年金所得者で医療費、寄附金や住宅ローンなどの控除を追加する人

※税務署で申告する場合、LINEまたは電話で事前予約が必要です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

申告に必要なもの

- 市・県民税申告書または税務署からのお知らせハガキ(送付された人)
- マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)
- 本人確認書類(運転免許証など)
- e-Taxの利用者識別番号の通知書(取得済みの人)
- 源泉徴収票(給与や年金など)
- 農業・営業・不動産の収支内訳書
- 控除の必要書類(各保険料の控除証明書、領収書、寄附金控除証明書など)
- その他所得や経費を明らかにする書類

※申告の内容により、必要書類は異なります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

医療費控除の申告

①明細書は事前に作成を
医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。受診した人、医療機関ごとに整理し、支払った医療費や保険金などで補てんされる金額を集計してください。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。健康保険組合などが発行する医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。

②高額療養費などの申請は
先に済ませましょう

高額療養費や高額介護サービス費、マル福の給付などは、医療費控除の計算の際、保険金などで補てんされる金額として計上する必要があります。健康保険の高額療養費支給の対象になる人は、事前に申請をしてください。

令和5年1月1日～12月31日に領収されたものが対象です。

寝たきりの人のおむつ費用は、医師が発行した「おむつ使用証明書」などがある場合のみ対象となります。

介護保険制度の居宅・施設サービスの利用料は、対象になる場合とならない場合があります。

※詳しくは国税庁ホームページでご確認ください。

株式配当所得・譲渡所得の
課税方式が統一されます

税制改正により、上場株式等の配当所得等や上場株式等の譲渡所得の課税方式は、確定申告で選択することとなったため、市・県民税の申告では選択できなくなりました。